

平成22年 4月 企画総務常任委員会

世田谷区議会企画総務常任委員会会議録第七号

平成二十二年四月二十二日（木曜日）

場 所 第一委員会室

出席委員（十名）

委員長	宍戸のりお
副委員長	田中優子
	上島よしもり
	菅沼つとむ
	市川康憲
	平塚敬二
	すがややすこ
	桜井 稔
	竹村津絵
	ひうち優子

事務局職員

議事担当係長	渡部弘行
調査係主任主事	佐々木崇

出席説明員

副区長	平谷憲明
-----	------

政策経営部

部長	金澤博志
政策企画課長	小田桐庸文
財政課長	岩本 康

総務部

部長 堀 恵子

総務課長 宮内孝男

財務部

部長 霧生秋夫

経理課長 岡田 篤

◇ ~~~~~ ◇

本日の会議に付した事件

1. 請願審査

(1) 平二二・二号 永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の決議を求める陳情

(2) 平二二・三号 憲法違反の外国人参政権による選挙を実施しないことを再確認する陳情

(3) 平二二・四号 永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出を求める陳情

2. 報告事項

(1) 第一回臨時会提出予定案件について

[議案]

① 財産（二六〇MHz デジタル移動無線システム）の取得

[報告]

① 平成二十二年一月分例月出納検査の結果について

② 平成二十二年二月分例月出納検査の結果について

③ 平成二十二年三月分例月出納検査の結果について

④ 平成二十一年度財政援助団体等監査の結果について

⑤ 平成二十一年度工事監査の結果について

- (2) 「平和市長会議」への加盟について
- (3) 「世田谷区における外郭団体改善の取り組み推進状況」について
- (4) 政策検証委員会の実施概要について
- (5) 平成二十一年度都区財政調整再調整の結果について
- (6) 行政委員の費用弁償の支給に関するガイドラインについて
- (7) 平成二十一年度工事請負契約締結状況(一月分)について
- (8) 平成二十一年度工事請負契約締結状況(二月分)について
- (9) 平成二十一年度工事請負契約締結状況(三月分)について
- (10) その他

3. 資料配付

- (1) 区のおしらせ せたがや「財政状況特集号」について
- (2) 「世田谷区地域活性化に向けた指針」について

4. 協議事項

- (1) 次回委員会の開催について

◇ ~~~~~ ◇

午前九時五十九分開議

○宍戸 委員長 ただいまから企画総務常任委員会を開会いたします。

-----

○宍戸 委員長 本日は、請願の審査等を行います。

まず、議題に入る前に、四月一日付で人事異動がありましたので、理事者の紹介をお願いしたいと思います。

なお、お手元に企画総務領域管理職一覧をお配りしてありますので、参考にしてく

ださい。

それではまず、副区長から部長の紹介をお願いいたします。

◎平谷 副区長 それでは、私から転入等の部長級職員につきまして紹介をさせていただきます。

金澤政策経営部長です。

野澤研修調査室長です。

福田区長室長です。

内田危機管理室長です。

霧生財務部長です。

中杉施設営繕担当部長です。

この後、各部長からそれぞれ転入がございました課長級職員を紹介させていただきます。よろしくをお願いいたします。

◎金澤 政策経営部長 それでは、政策経営部の転入者をご紹介申し上げます。

小田桐政策企画課長でございます。

◎野澤 研修調査室長 それでは、引き続きまして研修調査室の転入管理職を紹介させていただきます。

小野村研修調査室次長でございます。

◎堀 総務部長 それでは、総務部の転入課長を紹介させていただきます。

張堂事務監察担当課長でございます。

中村職員厚生課長でございます。

◎峯田 庁舎計画担当部長 それでは、庁舎計画担当部の転入管理職をご紹介します。

松永庁舎計画担当課長でございます。

◎霧生 財務部長 財務部の転入課長を紹介させていただきます。

中里課税課長です。

藤間納税課長です。

小松用地課長です。

◎中杉 施設営繕担当部長 それでは、施設営繕担当部の転入課長を紹介させていただきます。

施設営繕第一課長の北川秀雄でございます。

◎高山 会計管理者 それでは、会計室の転入管理職をご紹介します。

泉谷会計課長です。

◎柳澤 監査事務局長 監査事務局の転入管理者をご紹介します。

本多監査事務局次長でございます。

◎平谷 副区長 以上で紹介を終わりました。何とぞよろしくお願いいたします。

○宍戸 委員長 以上で紹介を終わります。

-----

○宍戸 委員長 それでは、請願審査に入ります。

平二二・二号「永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の決議を求める陳情」、平二二・三号「憲法違反の外国人参政権による選挙を実施しないことを再確認する陳情」、平二二・四号「永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対

する意見書の提出を求める陳情」の三件ですが、二号、三号については同一の陳情者から出され、四号については同じ内容に関する陳情でありますので、この三件を一括議題として審査したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 ご異議なしと認め、平二二・二号から平二二・四号までの三件を一括して議題といたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

◎宮内 総務課長 それでは、平二二・二号から四号までの三件の陳情につきましてご説明いたします。

本三件は、いずれも永住外国人に参政権を付与することに反対する立場からの陳情でございます。

まず、平二二・二号及び四号の趣旨でございますが、憲法第十五条に「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。」と規定していること、また、憲法九十三条二項では「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。」と規定し、そこで言う住民とは、平成七年の最高裁判決によれば、地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当としていることから、日本国民ではない永住外国人に地方参政権を付与することは憲法に違反しているとしております。

その結果、平二二・二号では、地方参政権付与の法制化に反対する意見書の決議を求め、また、平二二・四号では、法制化に反対する意見書を国や政府に提出するよう求めるものとなっております。

次に、平二二・三号でございますが、憲法に違反する法律によって選挙を実施すれば、国民主権が侵害され、外国人重視の地方議会や行政運営の危険性があるとして、まず1といたしまして、永住外国人には参政権がないことを確認すること、2といた

しまして、永住外国人に参政権を付与した選挙は実施しないこと、3といたしまして、参政権付与の法案が成立した場合は、法律の廃止を国に強く要望することの三点を求める内容になっております。

以上が陳情の趣旨及び内容でございますが、ここで、陳情者も述べております平成七年二月二十八日の最高裁判決につきまして、その概要を申し上げます。

この事件は、平成二年に在日韓国人であります原告らが、我が国に在留する、いわゆる定住外国人は憲法上、地方公共団体の議会の議員や長の選挙権を保障されているといたしまして、大阪市選挙管理委員会などに対しまして、原告らを選挙人名簿に登録するよう求めた異議の申し出が同選管から却下されたことを契機といたしまして、大阪地方裁判所に提訴したという経過がございます。

その後、平成五年の六月に大阪地裁は原告らの請求を棄却いたしまして、その後、公選法に基づきまして原告らは最高裁に上告をいたしまして、平成七年二月二十八日に最高裁判決が出されたという状況でございます。

判決の要旨といたしましては、憲法十五条一項の規定は、権利の性質上、日本国民のみをその対象とし、我が国に在留する外国人には及ばないものと解するのが相当である。また、憲法九十三条二項に言う住民とは、地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当であり、我が国に在留する外国人に対して、地方公共団体の長、その議会の議員等の選挙の権利を保障したものであるとすることはできないという判断を下しております。

その際に、いわゆる傍論という中で、我が国に在留する外国人のうちでも、永住者等であってもその居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を保つに至ったと認められる者について、その意思を日常生活に密接な関連を有する地方公共団体の公共的事務の処理に反映させるべく、法律をもって地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは憲法上禁止されているものでは

ないとも述べております。この判決の傍論につきまして、ご案内のように、参政権付与について賛否両論の立場からさまざまな主張がされているということは、さまざまな形で報道されているところでございます。

次に、この種の事案につきまして、最近の各自治体の動向について申し上げますと、四月十六日付の産経新聞によりますと、四十七都道府県のうち地方参政権付与に反対する決議を行ったのが三十五県ございました。それから賛成につきましては十都道府県で、京都府と沖縄県が賛成、反対のどちらの立場でも意見書は採択されていないというような形での報道がございました。

参考までに永住外国人の状況を申し上げますと、国内における永住外国人は、一般永住者が約四十九万人、特別永住者が約四十二万人と言われております。世田谷区で申し上げますと、平成二十二年三月三十一日現在の数字でございしますが、一般永住者が三千四百九十八人、特別永住者が二千二百九十人というような状況になっております。

説明につきましては以上でございします。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がありましたら、どうぞお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 それでは、質疑を終わります。本件に対するご意見と取り扱いについてあわせてお願いいたします。

◆桜井 委員 我が党は、三件の陳情について不採択をお願いしたいと思っております。

それは今、永住外国人の地方参政権の問題では、世界的な流れの中で、ヨーロッパなどは多くの国々がこれを認める方向になってきております中で、この問題について



は、国内でも前からさまざまな議論がされておりまして、賛否両論あります。

我が党は平成十年に、他の党もそうではありますが、永住外国人に対し地方参政権を付与することについての法案を国会で提出しておりまして、一刻も早い実現を目指しているものであります。今回、これは参政権の法制化に反対するという意見書でありますので、不採択でよろしく申し上げます。

◆ **菅沼** 委員 自民党の意見を言わせていただきます。

平二二・二号、平二二・四号の永住外国人の地方参政権は日本国憲法に違反しているということはそのとおりでございます。選挙権は国民固有の権利であり、国と地方公共団体は不可分一体の関係であり、切り離すことはできないというふうに思っております。地方自治体の長、議員は、日本の国民たる住民が選挙しなければならないのは当然の話で、この二つに関しては採択いたします。

それから、平二二・三号の3に「永住外国人に参政権を付与する法案が成立した場合には、法律の廃止を国に強く要望するよう求める」となっていますけれども、国のほうではまだ法案が出されていないということで、これは継続とさせていただきます。

地方分権を守る地方の議員としては、これは当然外国人に対して参政権を与えてはいけないと思います。

◆ **すがや** 委員 我が党の中でも今いろいろな議論がされている中で、国の外国人参政権というところでも議論されていると聞いています。その参政権ということについては、地方も国と同じ考え方で議論していかなければいけないと思っていますので、今回の陳情三件については継続審議ということをお願いしたいと思います。

◆ **竹村** 委員 この三件とも大きな根拠として憲法違反であるということが最高裁の判例から下されていると陳情書に書かれておりますけれども、先ほど宮内課長からも説明がありましたとおり、平成七年の最高裁の判決というものは、永住外国人に地

方公共団体の長、議会の議員に対する参政権を付与する措置を法律で講ずることは憲法上禁止されているものではないとはっきりとうたわれているものです。憲法違反ではないというところに立っております。

実際に世田谷区の現状を見ましても、永住外国人の方たちがその地域のさまざまな活動にも参加されています。区立の小中学校の中でも、お子さんたちが多く今通っておりますし、非常にふえているのではないかと実感しております。コミュニティーの一員として、ともに地域のさまざまな活動にも参加するということから考えましても、今、世田谷区議会で反対する意見書をまとめるということは、生活者ネットワークとして反対です。よってこの三件とも不採択ということでお願いいたします。

◆平塚 委員 先ほどのご説明にもありました傍論において、法律をもって地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは憲法上禁止されているものではないとしているのがあります。それを前提として、我が党はまず、世界の趨勢が約四十カ国で何らかの形で外国人に参政権を付与している事実があります。また、OECDに加盟している三十カ国のうち、外国人参政権も多重国籍も認めていないのは日本だけであると。また、この実情に対して、多文化共生社会を推進する上で、永住外国人参政権法案を一九九八年に初提出して以来、五度にわたって国会に提出している事実がございます。

そういった意味におきまして、公明党の提出している法案の要点は、まずは第一点目に相互主義を採用しているということで、相互主義とは、外国人に権利を与えるについては、その外国人の本国が同様の権利を与えていることを条件とするということをもまず法制化しています。また、第二点目は、選挙権の付与に申請主義を採用して、永住外国人選挙人名簿への登録を取得の要件としています。また、第三点目には、選挙権を要件とする各種資格、すなわち人権擁護委員会や民生委員等への就任資格や、条例の制定、改廃、地方議会の解散及び議員、長の解職を求める直接請求権は、いず

れもこれを付与しないこととしています。こういった要点をつけて、我々は提出してきています。

また、一九九九年の十月四日には、当時の自由民主党、また自由党及び公明党との三党間の連立政権の政策合意書において、既に提出済みの法案の一部修正を行った上で、議員立法で成立させることを明記して合意しています。

こういった経緯もありまして、税金を納め、地域の住民として地域のさまざまな役割を担っている永住外国人の方には、その地方の地位の向上のために、地方参政権を認め、地域発展のために貢献していくことは当然と考えます。また、国籍を一つのアイデンティティとして大切にされている永住外国人の方が、生活基盤を置く日本の地域で、日本人と同様に住民の義務を果たし、地域の共同体に参加しようとするなら、住民としての権利は保障されるべきと考えます。

よってこの平二二・二号、三号、四号は不採択とさせていただきます。

◆ひうち 委員 永住外国人への参政権付与の問題は、今、国でも議論されており、賛否両論ありますので、もう少し状況を見定めたほうがよいと思いますので、三件とも継続とさせていただきます。

◆田中 委員 せたがや政策会議は、三件とも採択でお願いします。

○宍戸 委員長 それでは、本三件の取り扱いについて、二回に分けてお諮りいたします。

まず、意見書を求める平二二・二号及び四号についてお諮りいたします。継続とのご意見がございますので、まず取り扱いとしての継続審査をお諮りすることになります。

本二件を継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 ご異議なしと認め、本二件は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、平二二・三号についてお諮りいたします。継続とのご意見がございますので、まず取り扱いとして継続審査をお諮りすることになります。

本件を継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 ご異議なしと認め、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

以上で請願の審査を終わります。

-----

○宍戸 委員長 それでは、報告事項の聴取に入ります。

(1) 第一回臨時会提出予定案件についてでございます。議案①財産（二六〇MHz デジタル移動無線システム）の取得について、理事者の説明を願います。

◎岡田 経理課長 財産（二六〇MHz デジタル移動無線システム）の取得につきましてご説明申し上げます。

本件に関連いたしまして、地域系防災行政無線システムのデジタル化につきましては、本年三月のオウム問題・災害・防犯等対策特別委員会に危機管理室のほうから報告がされてございます。防災行政無線には固定系と移動式の地域系のシステムがございりますが、国は電波のデジタル化を推進しており、世田谷区で非常用の通信手段として整備している地域系防災行政無線につきましては、平成二十三年五月までにアナログ方式からデジタル方式に移行することが求められております。今回は、この地域系移動無線システムを総務省が公共用防災無線システムとして推奨している二六〇MHz デジタル移動無線システムに切りかえるために機器を調達するものでございます。

本件は、「世田谷区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第三条に定めます予定価格六千万円以上の動産の買い入れに当たることから、区議会第一回臨時会にご提案申し上げるものでございます。

契約の方法は、本年四月、希望制の指名競争入札を実施してございます。落札者は株式会社日立国際電気通信事業部で、契約金額は一億五千三百八十二万五千円を予定してございます。

納期は平成二十三年三月十八日で、支出科目は記載のとおりでございます。

なお、購入機器は、キャロットタワー屋上に設置する基地局の一式、災害対策本部に設置します統制局一式、用賀ビジネススクエアに設置する中継局一式、そして災害対策各部、避難所、拠点隊を初め、警察、消防などに配備します無線機二百五十二台となっております。

裏面をごらんください。入札経過調書を載せてございます。本件につきましては、通信用機械器具類に業者登録のある事業者のうち大手八社が製造可能と想定しておりましたが、入札に際しまして参加希望を募ったところ、五社が参加を表明されました。資格を確認いたしまして、五社すべてを指名いたしましたが、開札の結果、四社が辞退いたしまして、予定価格の範囲内で応札した株式会社日立国際電気を落札者としたものでございます。

ご説明は以上でございます。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞ。

◆[菅沼](#) 委員 二点聞きたいんですが、これは国のデジタル化ということでやってきたんだけど、一点目は、国のほうがきちんと補助金を出しているのか。それからもう一点、後ろの落札価格は、これは五社があって、四つが辞退したと。これはもうちょっとわかりやすいように説明していただきたいと思います。

◎岡田 経理課長 まずは補助金でございますが、この件に関しましては国庫補助はございません。

それから、二点目、落札の結果でございますけれども、調書記載のとおり、五社が希望を表明されましたが、この中で四社が辞退をされたということになってございます。

辞退の理由につきましては、電子上、こちらで確認できるようになってございますが、区の仕様に対応できないという理由が主なものでございました。私どもとしましては、八社のうち複数社がこの仕様にたえ得るものというふうに想定してございましたけれども、この仕様では対応できないという理由がございました。

それに当たりまして、業者を指名しましてから、業者さんのほうから質問を受け取ることができるようになっております。その質問の中で、区の仕様はもう少しハードルを低くして考えられないのかという質問もございましたが、世田谷区として面積が広く、また、地域本部、拠点隊、避難所と配備箇所が多いという世田谷区の特徴をかんがみますと、世田谷区として必要な仕様につきましてはどうしても譲ることはできないという回答をさせていただきましたので、それらを総合的に判断して辞退されたものだというふうに理解しております。

◆市川 委員 一つ、デジタルの裏返しはアナログですけれども、まず、従前のアナログとデジタルの性能面の最大の違いはどのような違いがあるのかということ。

それから、システムをデジタル化して、基地局、中継局、用賀のSBSと言っていますが、ここから電波等をやりとりするんでしょうけれども、これで区内全域がカバーできるのかどうか。高層ビル等も幾つかできていますけれども、そういう高層ビルの裏側の地域等々に入ると電波が届かないみたいな影響等が出ないのかどうか。

それから、無線機二百五十二台、これはハンディ型なのかどうかよくわかりません

けれども、例えばハンディ型の場合、屋内でも電波をキャッチできるのかできないのか、その辺をちょっと教えていただけますか。

◎岡田 経理課長 まずデジタル化することによる性能面での変化でございますけれども、一番大きな変化は、これまでアナログの場合ですと、片方からの一方的な通話をしまして、向こうからの返信を待つという方式でやっていたものを、今度、逆に電話と同じように双方向で会話ができる形になるところが大きな改善点になります。また、データ通信との親和性が高いということで、区の防災情報システム等との連携も容易になるというふうに聞いてございます。

それから、二点目の全域がカバーできるのかということでございますが、今回、世田谷区のほうで要求した仕様で全域をカバーできるということです。災害対策課のほうで調査をしております、特に国分寺崖線の下の地域は通信が困難なケースがあるということを知っています。それでも届くような出力のある機器を仕様として要求していることと、用賀に中継局をつくることで、その通信可能な範囲をカバーしているというふうに聞いてございます。

それから、ハンディの移動式の無線でございますけれども、これは屋内でも使用可能というふうに聞いてございます。

◆桜井 委員 さっき聞いた辞退した理由が、今のともちょっと近いんだけど、面積が広いとか配備箇所が多いというようなことで、ハードルを低くできないかということを行いました、もともと災害対策というか、防災の無線でありながら、面積が広いという理由だとか、配備箇所が多いとかというのが理由だったら、これはそもそもできない、このシステムをつくれないうことなんだろうと思うので、理由が理由になっていない。

一つ聞きたいのは、今回はデジタルですけれども、アナログのときの無線システムはどこがこのシステムとしてやったかどうか、わかれば教えてほしいんです。

◎岡田 経理課長 アナログのメーカーは日立でございます。

◆桜井 委員 同じところですね。同じところがやっていて、ほかの沖電気とか日本電気とか日本無線ができない理由は、理由になっているような理由じゃないんですけども、これはどういうことなんですか、意味がわからないんです。

◎岡田 経理課長 先ほど申しあげました各社から出された質問を例に幾つか申し上げさせていただきますが、まず統制局設備で緊急発呼をした場合の番号表示、これを世田谷区では二十件は表示できるようにしていただきたい、こういう仕様にしてございました。これに対して十件という仕様に直してもらえないか、このようなお話もございました。これについては、先ほど申しあげましたように、非常に拠点等が多い。すぐに返信できるようにということで、世田谷区としては二十件という仕様を譲ることはできない、このようなことをしてございます。

また、移動局設備では、例えば世田谷の地域本部のグループというようなことで、グループで一斉に通信できるグループ数を二十は確保したいという仕様にしてございましたが、これをもう少し少なくできないかというご質問もございました。ただし、世田谷区の場合ですと、グループ数については相当数が必要だということで、この仕様についてはこのとおりでいきたいということをしてございます。

また、移動局の送信出力でございますが、五ワットということで指定をさせていただきましたが、これについてももう少し小さくていいのではないかというご意見もございましたけれども、先ほど申しあげましたように、災対のほうの調査では崖線部分で五ワットでぎりぎりというようなことで指定させていただいた、このようなことがございました。一例でございますけれども、こういったことを踏まえまして、世田谷区としての仕様をお示ししたということでございます。



◆桜井 委員 今回の聞いていてもちょっとわからない。今世田谷区が希望した表示数とかグループ数の仕様と入札との関係ですが、もともと世田谷区はそういうグループ数や表示数が必要だから、こういう入札金額でやってくれということを行ったんだけど、ほかの日立以外はそんなことはできない、そんな金額ではできないんだと。そもそも区が表示数、グループ数を決めたのは、基本的なグループ数がこれだけ必要だから、これだけの額が必要だというのは一体どこを参考にして決めたのか。もしかしたら、これは日立と相談して決めたんじゃないですか。そうしなければ、グループ数とかそういうのが、区の仕様ではほかが辞退してしまっただけで入札もできないというのは、もともとどこを参考にして、区の考えているそういう数を出してきたの。

◎岡田 経理課長 区の仕様書あるいは積算価格を作成する経緯でございますけれども、まず設計の関係につきましては委託をしております。その中で積算等についても支援をいただいておりますが、その上で、区として複数社から見積もりをとりまして予定したところでございます。

なお、予定価格については、物品の購入でありますので、公表はしてございません。

◆桜井 委員 その委託した先はどこですか。

◎岡田 経理課長 財団法人高度映像情報センターでございます。

◆すがや 委員 二十三年度末までにアナログからデジタルに移行しろという国の方向性があったという話だったかと思うんですが、国庫補助はないんですよね。だから、自治体の負担でやらなきゃいけないということで、今、ほかの自治体も財政状況がすごく厳しい中で、これはかなりの高額な予算になってくると思うんです。

二つ聞きたいんですけれども、一個目がアナログからデジタルにしなかったときにどうなるのかということ。あともう一点は、ほかの自治体の状況です。皆さん、本当

に予算をつけられているのかというところを、わかる範囲内で教えていただければと思います。

◎岡田 経理課長 二十三年五月以降はアナログの無線は使えなくなるということでございます。

それから、二点目の他自治体の状況でございますが、二十三区の状況を申し上げますと、二六〇MHzのデジタル無線のみで対応しようとしているところが十四区あるそうです。また、デジタルMCA無線というような、いわゆる携帯電話のようなものですが、これで対応しているところが二区、今検討中のところが二区というふうに聞いてございまして、二十三区中二十一区はもう導入、または導入に向けた準備に入っているというふうに聞いてございます。

◆市川 委員 そうすると、今まで投資してきた部分もあるわけですね。キャロットと本所と北沢タウンホールはもう既にパラボラを使ってデジタル多重無線で結んでありますよね。こういう既にデジタル化している施設設備はどうなるのかということ、まずそれを聞かせてください。

◎岡田 経理課長 今お話しのデジタル多重無線でございますが、今委員ご指摘のとおり、キャロットと区の災害対策本部、北沢タウンホールの間で結んでございますが、今キャロットの屋上からの映像を区のほうに災害時のための映像ということで送る役割を果たしてございます。これにつきましては、今までは統制局が災対本部、基地局が第一庁舎の屋上ということでありましたが、今度は耐震性のよりすぐれたところということで、キャロットの屋上に基地局を置く関係上、既設のデジタル多重無線につきましては統制局と基地局を結ぶ役割を果たすということで、今回の調達の中で増設も想定しているところでございます。

◆市川 委員 もう一つは、衛星電話を持っていますよね。各総合支所に一台ずつ、全部で五台衛星電話を持っているわけですが、そうすると、この衛星電話の位置づけというのはどういう位置づけになるんですか。

◎岡田 経理課長 災害時等緊急時の通信手段として複数の手段を持っているという中で、その中の一つという位置づけになろうかと思えます。

◆上島 委員 今回、五つのうち四つが辞退されて、最後、一社が落札という形ですが、見積もりと比較して、今回落札価格というのは低いのか。予算もたしか計上されていたと思いますが、それと比較した場合に、今回の落札額というのはどうなんでしょうか、それだけ聞きたいと思えます。

◎岡田 経理課長 先ほど申し上げましたように、予定価格については公表しておりませんが、約半額になってございます。

-----

○宍戸 委員長 それでは次に、報告に入ります。

①平成二十二年一月分例月出納検査の結果についてから⑤平成二十一年度工事監査の結果についてまで一括説明願います。

◎宮内 総務課長 平成二十二年一月分、二月分、三月分の例月出納検査の結果と平成二十一年度財政援助団体等監査の結果及び平成二十一年度工事監査の結果、以上の五件につきましては、告示日に議案とともに配付させていただきますので、よろしく願います。

○宍戸 委員長 報告のとおりですので、よろしく願います。

-----

○宍戸 委員長 次に、(2)「平和市長会議」への加盟について、理事者の説明を願います。

◎小田桐 政策企画課長 「平和市長会議」への加盟につきましてご報告申し上げます。

「平和市長会議」への加盟につきましては、全議員ご案内のとおり、さきに三月末に加盟いたしました。平成二十二年四月一日付の加盟となっております。

「平和市長会議」の概要につきましては、四月一日現在で、加盟都市数が百四十三カ国、地域としては三千七百九十三都市となっております。国内で六百六十三都市が加盟しております。目的につきましては、規約を抜粋してご説明しております。世界恒久平和の実現に寄与することが大きな目的でございます。

今後、加盟の情報につきましては、四月二十三日、今週金曜日、区のホームページに掲載予定でございますが、区役所第一庁舎の一階ロビーのほうに加盟の認定書を掲示いたしております。区民の皆様にごらんいただくことをお願いしたいと思います。

ご説明は以上でございます。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞお願いいたします。

◆[菅沼](#) 委員 ちなみに、これは加盟するということはお金がかかるの、かからないの。

◎小田桐 政策企画課長 加盟登録料、そういったものについては無料でございます。年会費等もございません。

◆上島 委員 この市長会議に加盟したということで、例えば年間を通じてこういうことに参加していくとか、何かイベントであるとか、その辺についてはどうなっているんでしょうか。

◎小田桐 政策企画課長 「平和市長会議」はさまざまな活動をしている中で、大きなものといましては全体の会議を開いてございます。それへの出席ということがまず一点。それから、市長会議自体が国外等での平和関連イベント、会議、そういったものへ参加する場合がございます。その場合には市長会議の代表者が参加するということで、全加盟都市に呼びかけが来るということは今までなかったと伺っております。

-----

○宍戸 委員長 それでは次に、(3)「世田谷区における外郭団体改善の取り組み推進状況」について、理事者の説明をお願いします。

◎小田桐 政策企画課長 外郭団体改善の取り組みにつきましては、昨年、二十一年九月に取り組み推進状況案としてご報告いたしましたところですが、今般、「改善計画（平成二十一～二十三年度）」のものに加えまして、昨年十二月にお示ししました外郭団体の透明性を高める取り組み、また、二十二年度、本年度の予算内容等を反映しまして、平成二十二年度以降の改善計画として改めて取りまとめいたしましたので、ご報告申し上げます。

対象団体は同じく十三団体、主な内容としましては(1)から(3)に記載のとおりでございます。

具体的に申し上げますと、おつけしました推進状況の一四ページをお開きください。一四ページの2平成二十二、二十三年度の年次計画の修正が入っております。具体的な修正箇所は太ゴシックで記載してございますので、後ほどご確認いただければと

思います。

あわせて、冊子の後ろから二枚目、九五ページをごらんいただければと思います。こちらが平成二十一年十二月、昨年十二月にご報告申し上げました外郭団体改善に向けた取り組みについての内容、同じものでございます。この項目をしんしゃくしまして改善のほうに反映させたという内容で、今回取りまとめになってございます。

恐れ入ります、資料にお戻りいただければと思います。資料中、3今後の取り組みについてでございますが、この推進状況を一括整理いたしまして、経営状況や改善結果についてこれから評価を行い、また、その内容について公表してまいりたいと考えております。毎年、年に二回、外郭団体とは定例のヒアリングというものを政策経営部でも設けてございますので、その中で各団体の意見等を聴取したいと考えております。

この内容につきましては、区のホームページに掲載するとともに、区政情報センター、区政情報コーナーに閲覧冊子を備えることにしてございます。また、本委員会終了後、全議員の皆様にお配りする予定でございます。

説明は以上です。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

-----

○宍戸 委員長 次に、(4)政策検証委員会の実施概要について、理事者の説明を願います。

◎小田桐 政策企画課長 資料をごらんいただければと思います。

本年二月の常任委員会でもご報告いたしました政策検証委員会につきまして日程等が決まりましたので、ご報告申し上げます。

資料の1主旨につきましては記載のとおりでございます。

2 基本的な考え方、取組みの方針といたしましても記載のとおりでございますが、取組みの方針を再度確認させていただきますと三点ございまして、行政責任と民間活用のあり方の検討、中長期の課題に対応する方向性の検討、また、横断的なテーマによる施策の検証、この取組みの方針に基づきまして政策検証を行ってまいりたいと考えております。

3 委員会の構成等につきましては、学識経験者七名、内容としましては、世田谷区の外部評価委員の方、公認会計士、経営コンサルタント、大学教授等から七名を選出する方向で準備中でございます。また、②区民委員としましては、区政モニターから公募いたしまして、論文、作文等で選考した結果、六名を選出したいと考えてございます。この十三名で構成する委員会を6のスケジュールに従って開催するわけですが、基本的には四回ほど予定しておりますけれども、いずれも原則公開として行っていく予定でございます。

4 視点と素材でございますが、従前、二月にご報告した後、さまざまなご意見等を議会からもいただきまして、それらを踏まえ、再度整理させていただきました。行政経営改革計画における取組みの推進状況、政策評価委員会による全事業点検、外部評価委員会における指摘等を踏まえまして、現在、資料に記載の三点の視点及びその右側に書いてございます素材(案)を政策検証委員会のほうにご提案させていただき、決定いただくつもりでございます。

視点でございますが、行政と民間の役割分担についてという視点で、具体的な素材(案)といたしましては、現在、区が行っている生涯学習施策などでございます。

二番目の受益と負担につきましては、素材(案)といたしまして、健康づくり施策等の受益と負担の関係についての現在のありようを検証いただこうと。

三点目、サービス提供体制のあり方につきましては、現在、区が外郭団体と共同で

行っている公共サービスの提供のあり方等について検証いただこうと考えてございます。

5 委員会からの意見（提言）への対応でございますが、委員会終了後まとめたいただきました意見（提言）につきましては、区長はそれを受けた後、庁内に周知するとともに、議会のほうにもご報告させていただきます。その後、この意見、提言を踏まえまして対応方針を策定して公表してまいりたいと考えてございます。

6 今後のスケジュールでございますが、今現在の予定でございます。五月二十一日金曜日が第一回、六月十九日、二十日に第二回、第三回ということで、この第二回、第三回で具体的な施策等の検証を行う予定です。六月三十日の企画総務常任委員会では進捗状況をご報告させていただいた上で、七月上旬に意見（提言）をまとめたいただくという予定でございます。その後の日程につきましては以下のとおりでございますが、八月にお示ししております対応方針の策定、予算編成に当たっての基本方針につきましては、中長期の取り組み方針等をお示しするとともに、二十三年度の予算編成に反映させられる部分については、予算編成に当たっての依命通達、基本方針等に盛り込んでいきたいと考えてございます。

説明は以上です。

○ 穴戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞ。

◆ 竹村 委員 この政策検証委員会は、今まで言い方として世田谷型、世田谷版の事業仕分けというような言い方もされてきたと思うんですが、実際今示されたこの検証の素材を見ますと、生涯学習施策、健康づくり施策、外郭団体ということで、これに限るということになると、施策の中のごく一部ではないのかなという気がしております。

また、これを行うに当たってその必要性というのが、今回、何とか二十二年度予算を編成していますけれども、二十三年度も二十四年度も財源不足ということが数十億



単位で今示されている。今後、政策を検証して、次の予算編成にどのようなにつなげるのかということが目的ではないのかなと理解していたんですけども、この内容ですと、予算も本当にごくわずかになってくるのではないかというふうに思うんですが、そのあたりのご説明をお願いします。

◎小田桐 政策企画課長 改めてご説明をさせていただきますと、2の基本的な考え方でございますけれども、二十三年度の予算編成に向けた施策、事業等の見直しを重点的に行うこととともに、中長期の視点に立って、今後の区の独自性を持った施策の方向性を見出すことが大きなテーマになってございます。国の事業仕分けとの違いで申しますと、ここらあたりの将来的な区の施策方針にご意見をいただくということが大きなところかなと思います。

ということで、今回、視点及び素材で区のほうから委員会にご提案させていただく内容につきましては、区が独自でやっている施策について、今後方向性をいただきたいということで選んだ視点と素材でございます。この中でいただいたご提言は、素材についてやめる、継続、そういったところも意見としてはあろうかと思いますが、最終的にはこの三点の視点に今後どういうふうに取り組むかというところで、外部委員の方、区民委員のモニターの代表の方々からの意見をいただいて、それを二十三年度予算に反映できるものは反映し、今後、中長期的に取り組む課題の部分にも反映しということで、割と大きなスパンでご意見を反映させることを考えているところでございます。

その点で素材について一部というご意見はあろうかと思うんですけども、その辺は、委員の先生方のご意見をいただいた上でご討議いただいてご決定いただくことですので、幅についてはこれで確定ということではございません。

◆竹村 委員 今年度、四回の委員会を予定されているということなんですけれども、第一回は視点と素材の決定、二回と三回で検証を行ってまとめを行うという、非常に

スケジュール的にタイトな中でなさると思うんですが、時間は、これはそれぞれどのぐらいを考えておられるのか。それと、これだけで果たしてどれほどの議論ができるのか、検証ができるのかというのは少し疑問に感じるところです。

例えばこれに付随して、委員の方たちがもっと現場を見に行くとか、さらに調査を行うとか、そういったことが必要ではないかと思うんですが、そのあたりはどう考えていらっしゃいますか。

◎小田桐 政策企画課長 まず一点目の時間につきましては、第二回、第三回につきましてはほぼ一日というふうに考えてございますので、十九日、二十日では丸二日間ということになるかと思えます。ただ、それも含めまして、五月二十一日から七月上旬の取りまとめまで四回で足りるのか、ちょっと不十分ではないかというご意見については、四回と決定しているわけではございませんで、委員の方々のご意見をいただければ、必要に応じて勉強会等を考えていきたいというふうに考えております。

◆竹村 委員 このことは質問もさせていただいていますが、ご答弁としては、これは委員の方たちがどのように進めるかということだとこれまでもお答えいただいているんですね。ただ、実際、その場にいらした委員の皆さんは、区からこのようにスケジュールを提示されると、これでやるものだというふうに思われることもありますので、そのやり方とか、検証の方法とか、調査の必要性とか、そういったこともぜひ意見をいただきたいということは積極的に言っていただきたいと思えます。その辺はどうでしょうか。

◎小田桐 政策企画課長 委員の方々には説明を尽くしてまいりたいと考えます。

◆平塚 委員 この日程を見ますと、五月二十一日にまず一回開いて、そこでこの内容をどうするかというのを決めて、一カ月間勉強するということがいいですね。

◎小田桐 政策企画課長 私どもの予定では、五月二十一日に視点、素材等の決定がされた上で、十九日、二十日のときにご意見をいただく予定でおりますというご説明をした上で、その間どのように事業内容についての説明をさせていただくか、お勉強いただくかということについて、第一回目のごときにご討議いただこうというふうを考えております。

◆市川 委員 委員の構成なんですが、学識経験者七名ですね。この学識経験者七名のうち、具体的に肩書等立場が書かれているのは外部評価委員会委員、公認会計士、経営コンサルタント、あと大学教授などと書いてあるわけです。基本的にこうした検証は、要するにお金の面だけではない、財政的な面だけの切り口で一つ一つの施策を検証していくわけではないわけですね。

そうすると、短い期間の中で施策内容まで踏み込んで、今、現地視察というお話もありましたけれども、そういうこともなかなか不可能な中で、ある程度の期間の中で報告書等までまとめ上げていかなければいけないということになると、この学識経験者における大学教授等という人たちの立場は非常に重要になってくるんじゃないかなど。ということをお考えますと、この大学教授等は専門分野も含めてどういう方々を想定しているのか、具体的に専門分野も含めて教えてくださいませんか。

◎小田桐 政策企画課長 こちらに記載の学識経験者の方々については、今現在想定している方々の代表例でございますが、外部評価委員の方をお入れした大きな理由として、外部評価と政策検証の違いというものがはっきり出るためには、全く違う方をお願いするよりは、逆に外部評価をやっていただいた委員の方々は現在の区政について大分よくお知りになっている部分があり、それを含めて、外部評価とは違った観点の政策検証をやっていただく違いが逆によくおわかりだろうという点がまず一点ございました。

それから、公認会計士さん、経営コンサルタント、このあたりは、自治体の経営と

いう観点から見ると、こういった施策については税の使い道としてどうなのかという  
ような部分からのご意見をいただけるのではないかと考えております。

それから、大学教授等につきましては、区内大学等も視野に入れてお願いしたいと  
考えてございますが、自治体の施策そのものについての研究の部分、これまでも他の  
団体等の外部評価等にもかかわっていらっしゃった方、そういった、ある意味、自治  
体の行政についての研究等を既にやられていらっしゃる方を中心に学識経験者、当然  
ですが、そういう方をお選びさせていただこうと考えております。

これによって、区民委員、区政モニターの方々の区民目線からのさまざまな意見と  
ともに、それを現実に施策として実践する場合にはどういった課題があるのかという  
ところも、専門家の立場から適宜効果的なコメントをいただけるのではないかと、短い  
期間の中で、ある意味、全体を誘導していただく役割も担っていただけるのではない  
かというふうに考えております。

◆市川 委員 そうすると、この学識経験者七名のうち、外部評価委員から一名、公  
認会計士一名、経営コンサルタント一名、残りの四人が大学教授等という考え方でい  
いんですか。

◎小田桐 政策企画課長 今のところ、ここに記載の肩書の方々を一名ずつというふ  
うには考えてございませんで、外部評価委員の先生は二名をお願いしようかなという  
ふうに考えております。

◆すがや 委員 先ほどちょっと聞き逃したんですが、委員会は原則公開になったん  
ですか。

◎小田桐 政策企画課長 委員会は原則公開です。

◆すがや 委員 非公開じゃなかったでしたっけ。

◎小田桐 政策企画課長 さまざまなご意見をいただいた中で、検証につきましては、委員会としては公開でというふうに考えております。

◆すがや 委員 その中で非公開にしたほうがいいものもあるみたいなことだったと思うんですね。それはどうなったんですか。

◎小田桐 政策企画課長 もう一度ご説明いたしますと、勉強する等につきましては、その内容をご理解いただく部分は公開させていただく必要はなかろうかなと思います。ただ、意見交換をいただく場につきましては、どういうふうなやりとりがということとは公開でやるほうがよろしいかということで、もう一度申し上げますが、委員会につきましては公開でというふうに決定いたしました。

◆すがや 委員 じゃ、決まったら、場所とか時間とか教えてください。

◎小田桐 政策企画課長 委員の決定もまだ正式にできてございませんので、委員が決定した場合に、そのころにはこのスケジュールに加えまして、場所等もあわせてご報告を差し上げたいと思います。

-----

○穴戸 委員長 次、(5)平成二十一年度都区財政調整再調整の結果について、理事者の説明を願います。

◎岩本 財政課長 平成二十一年度の都区財政調整再調整の結果についてご報告いたします。

本件は、先日、四月八日付で報告等をさせていただいております。平成二十一年度につきましては、調整税の大幅な減収を受けまして、二十三区全体では七百三十二億円の財源不足が年度途中に生じたといったことをございます。再調整の中身につきましても、いわゆる減額の再調整を行うという結果でございます。

世田谷区におきまして、記書きの1の世田谷区分でございますが、上から三行目の普通交付金につきましては、当初算定に比べまして約六十八億七千万円マイナスの二百九十二億三千五百十九万円、特別交付金につきましては二十二億四千七百三十一万二千元、合わせまして、平成二十一年度の財調交付金の総額が三百十四億八千二百五十万二千元となったものでございます。

裏面をごらんいただきたいと思います。当初算定との比較を載せてございます。

上の表、基準財政需要額のA欄につきましては、標準給単価の見直し、これは給与改定のマイナス改定に伴う引き下げ額を先取りして減額した。また、臨時的起債充当、これは起債をしたということにしまして、基準財政需要額から引いて控除をして、償還経費については翌年度以降に先送りするといったような需要額の減をいたしてございます。基準財政需要額につきましては、当初算定と比較しまして六十八億六千九百七十四万五千円減となったものでございます。

その下の基準財政収入額のB欄につきましては、当初算定と変更はございません。その結果、先ほど申し上げましたとおり、二十一年度普通交付金については二百九十二億三千五百十九万円となったものでございます。

下の表の2特別交付金のA欄でございます。災害等の特別の財政需要・財政収入の減少という項目でございますが、これは台風や集中豪雨の災害等の対策に要した経費を算定するものでございます。

その下のB欄、基準財政需要額で捕捉されなかった財政需要ということで八億四千七百万円ほど算定されてございますが、これにつきましては、特別区として事業を実施している区と実施していない区が混在しているため、普通交付金では算定されない事業、世田谷区におきましては、二十一年度につきましては、例えば学校におけるヘリサインの設置であるとか電算システムの開発経費といったものが算定されるものでございます。

その下のC欄、その他特別の事情と書いてございますが、これにつきましては、世田谷区におきましては、用賀出張所の改築、また、プラネタリウムの改修等、普通交付金の対象とならない老朽化施設への対応、また、たまがわ花火大会など地域特有の事情、また、新型インフルエンザ対策など、各区に共通する臨時的な経費といったものが算定されるものでございます。合計で二十二億四千七百三十一万二千円が交付されるというものでございます。

報告は以上でございます。

○穴戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞ。

◆菅沼 委員 区が考えていた当初予算の算定より大幅にマイナスになったというふうになると、区の対応はどういうふうに調整していくの。

◎岩本 財政課長 当初予算、昨年、二十一年度当初で、財調交付金につきましては総体で三百九十九億円の予算計上をさせていただいたところでございます。その後、三月議会における最終補正におきまして約八十億円の減額をさせていただきまして、結果、予算計上額としては三百十九億円ということさせていただいてございます。

この財源不足につきましては、ご承知のとおり、最終補正予算におきまして、起債の増額も含めませんが、基金からの取り崩し等で対応させていただいたということでございます。

◆桜井 委員 今聞いていてちょっと興味があったんだけど、一つだけ教えてください。この特別交付金のCのその他特別の事情で十億円ついているでしょう。こんなにつくというのは、世田谷で十億円もらっているこの中身は何なんですか、それを教えてください。

◎岩本 財政課長 その他特別の事情というのはA欄、B欄で説明してございますが、まさに一定、それで仕切り切れない各区の需要が算定されるといったものでございます。例を申し上げますと、先ほど申し上げたもので大きいものは、用賀出張所の改築で約五千万円、プラネタリウムの改修で一億八千二百万円。これは基準が決まっております。改築については対象経費の四分の一、改修については対象経費の二分の一ということで、プラネタリウムは一億八千万円算定されているものでございます。その他、砧保健福祉センターの大規模改修、総合運動場の整備といった、普通交付金の対象とならない老朽化施設の改修工事等について細かく申請して算定されている結果でございます。

-----

○宍戸 委員長 次に、(6)行政委員の費用弁償の支給に関するガイドラインについて、理事者の説明を求めます。

◎宮内 総務課長 行政委員の費用弁償の支給に関するガイドラインについてご報告いたします。

行政委員の費用弁償につきましては、さきの第一回定例会で条例改正の議決をいただいたところでございますけれども、それに先立ちまして、当委員会での議案審査等の際に、費用弁償の支給に当たって統一的な運用の見地などから、支給事務の取り扱いをまとめたガイドラインなどを含めて検討する予定はないのかというようなご指摘がございました。そのご指摘を踏まえまして、その後、会計課ですとか、あるいは人事課の給与係などとも協議いたしまして、別添のとおりガイドラインとして取りまとめまして、三月二十五日に各行政委員会あてに通知をいたしましたので、改めて当委員会にご報告するものでございます。

内容につきましては、この間、当委員会でご説明したものと変更はございません。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。



○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞ。

◆桜井 委員 ここに領収書と書いてあるから、これは本人からの申請でもらうという感じなんですかね。

◎宮内 総務課長 費用弁償は実費弁償でございますので、申請主義でございます。

-----

○宍戸 委員長 次、(7)から(9)、平成二十一年度工事請負契約締結状況の一月分、二月分、三月分について一括説明を願います。

◎岡田 経理課長 平成二十二年一月分、平成二十二年二月分及び平成二十二年三月分の工事請負契約の締結状況についてあわせてご報告申し上げます。

契約の締結状況につきましては一覧表記載のとおりでございます。

なお、平成二十二年一月分につきましては、既に二月八日開催の本委員会におきまして報告をさせていただいたところでございますが、一月の末に緊急で締結した契約二件につきまして追加でご報告させていただくものでございます。

二十二年一月の追加分につきましては、土木工事二件、契約金額の合計は一億二千七十五万円でございます。いずれも、二十一年十月、十一月に区が発注した工事の請負業者が破産状態に陥りまして、路面を掘削したまま事業停止し危険な状態にあったため、緊急対応として残工事を随意契約で締結したものでございます。

平成二十二年二月分でございますが、土木工事二件、契約金額の合計は六千六百九十六万九千円でございます。

二十二年三月分は、土木工事三件で、契約金額の合計は一億二千二百五十一万七千五百五十円でございます。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞ。

◆ 菅沼 委員 これは穴を掘って逃げちゃったというんだけれども、一点目は、会社のチェックをしていないのか。それから、多分道路に関しては先に少しお金を上げているよね、その辺はどうなっているのか。この二点。

◎岡田 経理課長 事業者でございますけれども、私どもが入っております電子入札のシステム、共同運営協議会のほうに登録されている業者でございますして、経営状況につきましては、決算期ごとに報告はされているものでございます。

それから、今お話がございました前払金のことでございますけれども、それぞれ契約金額の四〇%を上限として前払金を支払うことができることになっておりますが、いずれの工事につきましても上限額で請求がありまして、前払金をお支払いしてございます。ただし、これは保証会社をつけてございまして、既に工事の終わった分につきましては査定をした上で、実際に既に終わった分を除いた分につきましては保証会社のほうから三月九日に区のほうに収入してございます。返してもらってございます。

◆上島 委員 これは多分下請業者さんとかというのが当然入ってきていると思うんですが、その辺の対応について、当然民民のことで区が対応できないところもあると思うんですが、今回の件では、区としてどのような対処をされ、また課題みたいなところがあつたら教えてもらいたいんですが。

◎岡田 経理課長 元請の事業者さんが事業が立ち行かなくなった場合の対応でございますが、一般的に区が元請に工事代金を支払う債務をまだ持っている場合は、裁判所のほうから差し押さえ命令が来ることが一般的に多うございます。そうなりますと、差し押さえ命令を受けまして、区といたしましては、早急に債務を裁判所に供託する、裁判所のほうで処分を決めていただく、こういう対応をしてございます。

今回のケースにつきましては既にお支払いしている前払金がございますして、その前払金より既に工事が終わっている部分の金額が少なくなつてございましたので、区は

元請業者に債務を負っておりませんでした。したがって、区から下請さんのほうに何らかの対応をするのはできないということでございますけれども、下請トラブルの関係につきまして、中小企業庁のほうで下請センター東京というようなことで紛争解決のための仕組みを持ってございますので、私どもとしましては、そういったご相談があった場合にはそういったところをご紹介する、そのようなことをしてございます。

-----

○宍戸 委員長 次に、(10)その他でございますが、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 なければ、これで報告事項を終わります。

-----

○宍戸 委員長 次に、資料配付でございますが、補足説明などはございますか、ありましたらお願いします。

◎岩本 財政課長 お手元に「財政状況特集号」ということで、四月二十四日土曜日の発行となりますが、配付させていただいております。例年、当初予算につきましては定期号でご紹介をしているところですが、今回は財政状況についても広く区民の皆様にお知らせしたいということで特集号形式にしております。後ほどお目通しいただければと思います。

○宍戸 委員長 それでは、後ほどごらんになっていただきたいと思っております。

-----

○宍戸 委員長 次に、協議事項に入ります。

次回委員会の開催についてですが、五月に開催予定の臨時会で当委員会での議案の審査となるため、会期中に委員会を行うこととなります。五月十七日月曜日午前十時

から予定したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 では、五月十七日月曜日午前十時から開催予定といたしますので、  
よろしく願いいたします。

---

○宍戸 委員長 そのほか何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 なければ、以上で本日の企画総務常任委員会を散会いたします。

午前十一時二十一分散会

---

署名

企画総務常任委員会

委員長